

13-1. 登園停止をお願いする感染症

以下の伝染病は、感染力が強いいため、定められた期間、登園を控えなければなりません。尚、治癒して登園される場合には、「**学校伝染病等に係る登校・当園に関する意見書**」の提出が必要となります。

病名	主な症状	潜伏期間	登園基準
麻疹（はしか）	発熱、結膜炎、発疹	約10日	解熱後、3日を経過するまで
百日咳	特有な咳、特に夜間に多くヒューヒューという呼吸音：レプリーズ	1～2週間	特有な咳が消失、または5日間の適正な抗生物質製剤療法が完了するまで
インフルエンザ	発熱、咳、喉の痛み、関節痛	1～3日	発病後5日かつ解熱後3日経過するまで
風疹（三日はしか）	発熱とともに発疹	2～3週間	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱、耳下腺の腫れ	2～3週間	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157,O26等)	激しい腹痛、血便、頻回の水様便、発熱は軽度	1～8日	下痢や軟便等の症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間を空けて連続2回の検便でいずれも陰性が確認されるもの
咽頭結膜炎（プール熱） アデノウイルス	3日～7日の高熱、咽頭炎 結膜炎をおこす	5～7日	主要症状が消えてから2日を経過するまで
水痘（みずぼうそう）	発熱とともに水痘、かさぶたのある発疹	2～3週間	すべての発疹（水疱）がかさぶたになるまで
帯状発疹	小水疱が背、胸、腹部、四肢、頭のいずれかの片側が出る	不定	全ての発疹がかさぶたになるまで
単純ヘルペス	歯肉口内炎、口周囲の水疱、痛み（口唇ヘルペス）	2～14日	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること
マイコプラズマ肺炎	風邪症状の後、席が続く。熱は微熱から高熱と様々。	1～4週間	発熱や激しい咳が治まっていること
RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難 肺炎	2～8日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
流行性角結膜炎	目の充血、目やに、瞼の腫れ 異物感	約1週間	感染症が非常に強い為、結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	充血と出血、眼痛、瞼のむくみ	1～2日	目の充血、異物感が消失するまで
溶連菌感染症	発熱、嘔吐、頭痛、発疹 イチゴ舌、咽頭炎	2～3日	医療機関を受診し、抗菌薬内服後24～48時間経過していること
感染性胃腸炎（乳幼児嘔吐下痢症、ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	激しい嘔吐、発熱 下痢便（ロタウイルスの場合は白っぽい便）	約2日	発症から5日間お休みいただきます。また、嘔吐の場合は、普段の食事ができること。下痢の症状の場合は、普通便に戻っていること。登園後も菌が排出される期間中、紙パンツを使用してください場合があります。P11、12参照

※上記の登園停止期間はあくまで目安ですので、登園のご判断はかかりつけの医療機関・医師にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は、医療機関や保健所の指示で療養してください。

意見書の提出は不要ですが、かかりつけの医療機関や医師に登園可能であることをご確認ください。ご確認ください。登園を控えていただく場合もございますので。ご理解下さい。

13-2. 登園停止ではない感染症

病名	主な症状	潜伏期間	登園基準
突発性発疹	発熱、解熱後発疹	8～14日	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
手足口病	手のひら、足の裏、口の中に米粒大の水疱、発疹	3～6	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱、咽頭、口内の水疱 頭痛、腹痛、嘔吐	2～4日	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	両頬に赤い発疹ができ、上肢、 大腿部に広がる	1～2週間	全身状態が良いこと
水いぼ (伝染性軟属腫)	表面が光沢のある数ミリの円筒状 の丘疹、痛みやかゆみはない	2週間 程度	必要なし (いぼの内容物が他に接触しないようにする) ※水遊び時は、防水タイプのバンドエイドで患部を被覆する事など
頭ジラミ	頭のかゆみ(小児は多くが無症状)	10～14 日	駆除を開始している事 ※スミスリンシャンプー等で洗髪していること
感冒(風邪)	発熱、咳、鼻水、食欲不振、不機嫌、嘔吐、下痢など	1～2日	解熱し、咳や鼻水などの症状が改善した状態で安定していること
とびひ (伝染性膿痂症)	膿痂症ができ、全身に広がる	2～10日	医療機関で受診し、薬を服用している場合は登園可。皮膚が乾燥しているのか患部を被覆できる程度のもの

感染症の登園基準を参考にし、医学的助言や指導については 医師にご確認ください。

「保育所保育指針」では、**施設長が「入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有する」となっておりますので、登園の「許可」に関する権限は園長に存することになります。**その点、ご了承ください。

※上記以外にも感染症の疾患があります。

その場合は、かかりつけの医療機関や医師の指示に従って下さい。

◎「学校伝染病等に係る登校・登園に関する意見書」が必要な場合は、職員にお声掛け頂くか、この冊子の裏表紙に添付していますので、コピーしてご使用下さい。また園のホームページのトップにもPDFデータとしてダウンロードできます。

◎感染性胃腸炎の疑いで受診された場合について

- ・医師より「感染するものではない」と言われた場合は「学校伝染病等に係る登校・登園に関する意見書」の**その他の意見**の欄に「**感染するものではありません**」と医師の記入・捺印をもらってください。
- ・医師によって感染するものでないと言われたのに、病名欄に点が入っている場合があります。**必ず、受診時保護者の方も間違っていないかご確認ください。間違っていない場合、再度受診し書き直していただく可能性があります。**